

令和6年6月4日（火）

5 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 隅内 和男	第2番 松本 信明
第3番 鶴見 典明	第4番 田崎 幸夫
第5番 上村 康幸	第6番 篠塚 啓一
第7番 志鳥 勝則	第8番 海老原友子
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 田村 稔	第12番 稲見 敏夫
第13番 小川 公威	第14番 稲川 洋

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 隅内 和男	第2番 松本 信明
第3番 鶴見 典明	第4番 田崎 幸夫
第5番 上村 康幸	第6番 篠塚 啓一
第7番 志鳥 勝則	第8番 海老原友子
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 田村 稔	第12番 稲見 敏夫
第13番 小川 公威	第14番 稲川 洋

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 大山 光夫 書記（総務係長） 諏訪 満里
書記（主査） 山崎 圭美

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	星野 和弘
企画課長	柴 光治	税務課長	信夫 一行
住民課長	高橋 文枝	地域生活課長	沢邊 孝
健康福祉課長	海老原昌幸	子ども家庭課長	浜野 知子
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	保坂 武志
都市建設課長	神永 理	建築課長	星野 敏克
上下水道課長	猪瀬 保夫	会計管理者兼会計課長	日野 妙子
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	深谷 昇
デジタル推進室長	田仲 進壽		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【稲川 洋君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【稲川 洋君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【稲川 洋君】 御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は14人です。

なお、議場内が室温上昇のため暑くなっております。上着の脱衣を許します。

○議長【稲川 洋君】 日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【稲川 洋君】 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

順序に従い、2番・松本信明君の発言を許します。2番、松本信明君。

(2番 松本信明君 登壇)

○2番【松本信明君】 皆さん、おはようございます。議長から発言の許可をいただきましたので、通告順序に従い、私からの一般質問を始めさせていただきたいと思っております。今回、2回目の一般質問ということになりますので、何とか前回よりは落ち着いてできるように努めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、通告書に従いまして大きく二つ、お伺いたします。

まず一つ目、道路維持事業についてでございます。上三川町には、幹線道路、生活道路、合わせて約440キロの路線を日々管理されているということでございますが、私が活動する中でも、道路関係の損傷について相談されることが非常に多くあります。町民の安全を保障する上で、劣化、損傷がない状態を保つということが強く望まれているところであります。そこで3項目お伺いたします。

一つ目に、道路維持事業について、本年の計画と進捗は。二つ目に、道路舗装修繕等の計画を立てる際、優先順位を判断する10項目の基準とは。三つ目に、判断基準を習得するための教育体系は。

以上、3項目の答弁をよろしくお願いたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

(都市建設課長 神永 理君 登壇)

○都市建設課長【神永 理君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

幹線道路につきましては、令和3年度に実施しました路面性状調査結果に基づき、計画的に舗装修繕を実施しており、本年度は4路線、約700メートルを行う予定です。今年度末の進捗率は約5割となり、計画期間の令和8年度までに完了する見込みです。生活道路につきましては、道路パトロールや地域の方々からの情報を基に、軽微な修繕は職員の直営作業により、職員による補修が困難な場合は道路維持管理業務委託により対応しているところであります。

次に、2点目についてお答えいたします。

自治会から、道路改良、舗装新設、修繕等の要望があった際は、緊急性、公共性等を勘案した統一の評価基準に基づき、優先順位を決定しております。評価項目につきましては、道路の位置づけ、延長、歩行者・自転車の交通量、車両の交通量、宅地との接道状況、通学路の状況、道路としての機能、区域、地権者の協力、用地買収の有無になります。

次に、3点目についてお答えいたします。

業務経験の浅い職員が評価する際は、経験豊富な職員の同行の下、現地調査を実施し、職員全体の知識の向上に努めております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 答弁ありがとうございました。まず、本年の計画と進捗というところでは、計画的に実施をしているというところで、進捗50%ということで確認をさせていただきました。ありがとうございます。そして、令和6年度の第1四半期、上三川町の建設工事発注見通し一覧というのが出ておりますけども、ここを確認すると、工期が2カ月から6カ月のものがありますが、先ほど、進捗50%というような形だったと思いますが、着工としては何件あって、完了してるものが何件というところ、何件になりますか。答弁をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

第1四半期、4月から6月に発注予定の舗装修繕工事につきましては、5件予定しております。そのうち3件を5月末に発注したところでありまして、発注したばかりのため、まだ着工等完了ということにはなっておりませんが、今後ですね、予定どおり着手、完了する見通ししております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 答弁ありがとうございます。本年は5件ということでした。その工事の内容についてはですね、これから着工していくという話でしたが、その着工、また完了までの進捗確認といったところは、どのような形で行われているのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 ただ今の御質問に回答いたします。

個別の工事につきましては、月に1度、施工業者さんのほうから履行報告書というものを提出していただいております。その履行報告書に基づきまして各担当が進捗管理のほうを行っております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 今の話ですと、報告書のほうが月1回提出をされて、それで確認を行っているということですので、毎月、報告を受けているというところでは、進捗管理がしっかりできているんじゃないかなというふうに感じるところです。管理の対応のほう、ありがとうございます。

それでは、今後についてのところですけども、昨今、いろんな業界で材料不足といったところがです

ね、非常に発生をしておるといところでございますが、このようなことがあって、今後工期が遅れていくというような懸念といったところはあるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 舗装修繕工事に関しましては、幸い、今のところですね、材料不足等により工期が遅れているといった事例は確認できないんですけども、今後の社会情勢等をですね、注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 まさにそのとおりで、現在、工事環境を取り巻く環境といったところはですね、日々変化をしているというような状況でございますので、ぜひ、原材料不足といった部品欠品といったところ、この状態については、いろいろな業界でまだ改善の糸口が見えていないというような状況であり、長期化するのではないのかというようなところが見込まれているところでございますので、ぜひ、先手管理のほうを行っていただいて、計画どおりに進捗するように管理のほうをお願いしたいというふうに思っているところでございます。

それでは続いて、優先順位を判断する10項目の内容といったところでは、交通量の中身であったりとか、地元の協力体制といったところ、細かな内容で10項目を判断しているというところでございますが、その中で道路の損傷状態を判断するというような項目は、具体的にどの項目になるのでしょうか。お答え願います。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 10項目のうち、道路としての機能という項目がありまして、そちらで判断するようにしております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 では、道路の機能といったところで損傷状態を判断するということになるんですね。では、道路の機能を判断する項目の中で、道路の損傷状態を定量的に判断するというようなことにはなってるのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 道路上の穴ぼこですとか、ひび割れ等ですね、現場状況を確認の上、評価を行っておりますが、職員の経験等から判断しておりまして、議員おっしゃるような、定量的に判断できる状況にはなっていないのが現状であります。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 それでは、今の話ですと、「定量的な基準といったところがない」というところで、損傷状態を判断するといったところは、今、現場、現地のほうで損傷状態を確認して教えていくということになると、内容的には非常に勘、コツが必要な部分といったところになってくるかと思えます。このようなケースにおいて公平、公正な判断をしていくといった場合、また、教育を実施す

るという意味でも、しっかりと基準化をして正確な判断を行っていくということが必要になるというふうに思いますが、基準化への落とし込みといったところは必要ないでしょうか。答弁をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 議員御指摘のとおり、公平、公正な判断をする上で、定量的な判断というのは必要になると思いますので、今後、定量的に判断できるよう手法の検討等をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 そうですね。ぜひ、公平、公正な判断という意味では、基準化といったところが非常に必要だと思います。例えばなんですけど、全国の道路標識・標示業協会といったところがですね、区画線の定量的な評価基準といったところを設定しております。私、ちょっと印刷してきたんですが、例えば、白色の区画線になりますけども、このように、ランク1からランク5まで目視で判断をするというような中身になっております。一番上は、はっきり見えてる、目視の評価ランクの5、一番下が、もうほぼ消えかかっているような白線になってまして、これが目視評価ランク1というような評価基準になっているところです。このようにですね、評価基準といったところを見える化、ビジュアル化することによって非常に管理がしやすくなるというふうに思いますので、ぜひ基準化をしていただくとよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、その10項目に対してですが、10項目を判断していくとですね、全体的には総合的な判断ということになると思いますが、その場合に、道路の区画線のみが消えているというようなケースにおいて、区画線のみを引くというようなケースはあるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 幹線道路におきまして、センターラインが消えていたりですとか、あるいは、歩道のない通学路で外側線が消えて非常に危険な箇所ですとか、そういったところに対しまして区画線のみを引く工事を行うケースというのはございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。区画線のみをやはり重視していただいて、総合的な判断の下、区画線のみを引くというようなケースがあるということでした。特に車道中央線、センターラインですね、というところはですね、対向車との接触のおそれといったところがあるので、非常に重要性が高いというふうに判断されていると思いますので、本町のほうでは、中央線以外のところでは車道外側線といったところがございしますが、車道外側線の外側といったところが田んぼや畑になっていてですね、非常に高低差があって危険性が高いというようなところが、やはり地域柄あるのかなというふうに思っております。車道外側線といったところは、道路の端を見極める重要な役割を担っているというふうに思っております。車道外側線において、ガードレールやガードパイプ、そういった防護柵がある部分と防護柵がない部分というのには大きなリスクの差があるというふうに思っておりますが、その違いといったところは、先ほどの優先順位に反映されるようになってるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 判断基準10項目のうちの、道路としての機能という項目で反映するようにしております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 反映されるということで、ありがとうございます。車道外側線というのはですね、特に雨の日なんか視界が悪いときに、路端を視認するために非常に有効だというふうに思います。かつ、現在、自動車の安全機能の中に、LDW、これはレーン・ディパーチャー・ウォーニング、又はLDA、レーン・ディパーチャー・アラートとってですね、車線逸脱警報といったものが備わっております。これは、一定間隔以上に車道外側線やセンターラインに近づくと、警報とともにランプの点滅や、ハンドルがぶるぶると振動するなど、運転手に危険を知らせる機能が車に今現在備わっているという状況になってます。そのような安全機能が事故防止につながっているというような結果もございますので、ぜひとも、車道外側線や車道中央線、これがしっかりと視認できるレベルを保てるように、現状に合った適正な判断がされるように、引き続き維持管理のほうをお願いしたいというふうに思っております。

また、優先順位を判断されているというふうに聞いておりますので、優先順位を判断された場合に、優先順位の入れ替わりにより、長年、手がつけられないといったようなケースがあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 緊急性ですとか、公共性の高い箇所につきましては、そのときの予算の状況にもよりますが、極力速やかに対応するように心がけております。ただ、全て対応できるかというと、決してそうではなく、緊急性、公共性が低い箇所につきましては、対応できないという旨を要望した方に対して回答するようにしております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 今の話ですと、公共性が高いところについてはしっかりとやっており、公共性が低いといった部分については、町としてできないというふうに判断をするケースもあり、それは依頼者にちゃんとお話をしているということでしたので、それ以外はしっかりとできているということですので安心をしました。道路の保全といったところは、町民が生活する上で安全を保障する重要な部分というふうに考えております。引き続き早期対応をいただくようお願いいたします。

続いて、基準習得の教育体系について、現在は現地調査を伴って教えているというところでは、「現在、OJTで教えている」というふうにお聞きをしました。それでは、現在、職員の方は何人中何人が判断できるスキルを持った人材となっているのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 都市建設課の管理係と整備係というところで判断をしております、管理係が7人、整備係が4人、更に管理職2人を含めまして、合計13人が担当してるということなん

ですが、今年、新規採用職員が2人入っております。新規採用職員と、あと、今年度、他の課から異動してきた職員3人、合計5人、13人から5人を除く、今現在8人が判断できるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 現在13人中8人ということで、半分以上ですね。そして、習得がまだできていないという人は、新人の方、あとは異動して間もない方ということですので、人員としては半分以上できるということですので、しっかりと充足されているというような状況だというふうに思います。私が会社の中で育ってきた生産現場のほうですと、1工程算人率であったりとか1人3工程などといったですね、現場を円滑に回すためにそのような指標を管理しておりました。50%できる、また、できない方は、異動してきた方、新人の方ということですので、この状態は非常にいい状態だというふうに思います。今後も人事異動や新人が入ってくるということはあると思いますので、ぜひ、継続した取組みのほうをお願いしたいというふうに思います。

また、先ほど基準化の話をさせていただきました。基準化といったところはですね、先ほど来、申し上げてるとおり、公平、公正な判断をするために必要な面と、教育をする際に、誰が教えても同じように教えることができる、標準化をすることで、教える人も教わる人も分かりやすい、誰でも可といったところが可能になるというふうに思いますので、ぜひ、基準化、標準化を行っていただいて、誰が担当しても公平、公正に判断ができるようお願いをしたいというふうに思います。

それでは、ありがとうございました。道路維持事業については、町民の安全が保障され、かつ、利便性が高く、生活するための基盤というところがございます。また、昨今の自動車安全性能の向上と相まって、交通事故の減少にも効果を発揮することができる重要な要素だというふうに考えております。引き続き、公平、公正な判断と早期対応、早期解決をしていただくことをお願いいたします。

それでは、二つ目の質問に入らせていただきます。

二つ目は、令和5年4月1日に施行された民法第233条について3点質問をさせていただきます。まず一つ目ですが、令和5年4月1日から施行された民法第233条において、越境した竹木について、一定の条件を満たした場合に、越境されている土地の所有者自身が切り取ることができるようになったが、昨年度、越境した竹木についての相談件数と内容は。二つ目に、相談内容に対する対応と結果は。三つ目に、昨年の結果に対し、今年への対応は。

以上、3点の答弁をよろしくお願いたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。地域生活課長。

(地域生活課長 沢邊 孝君 登壇)

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の御質問の1点目から3点目につきましては、関連がございますので一括してお答えいたします。

令和5年4月1日に改正されました民法第233条では、隣地に越境した竹木について、原則は従来どおり所有者に切除を求めるべきとしておりますが、催促しても越境した枝が切除されない場合や、竹木の所有者やその所在が分からない場合等には、越境されている土地の所有者がその枝を切除すること

が可能となりました。昨年度の地域生活課での相談件数は10件あり、主な相談内容は、隣地からの越境となっております。対応としましては、現地確認を行い、文書等による改善指導を実施しております。今年度も、越境等の相談を受けた際には、前年度同様、改善指導の実施をしまいたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 答弁ありがとうございました。それでは再質のほうをさせていただきたいというふうに思います。

昨年度の町民からの相談件数は10件ということですが、この10件というのは、民法改正があった前と後、おととしと昨年では変化があったんでしょうか。答弁をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 地域生活課において、令和3年度、7件、令和4年度、10件の相談がございました。改正前と改正後では、相談件数は10件前後で推移しているところでございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 今の話ですと、7件と10件ということですので、大きく変化はなかったのかなというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、法改正について、相談に来られた町民に対して、法的にこのような改正があったんですよとか、中身はこういうふうになってますよとかっていったような説明をするような機会はあったんでしょうか。答弁をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 このような相談が町民からあった場合につきましては、窓口等でお伝えのほうをしているところでございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 窓口のほうで説明をしているということですので、自分たちで処理をできるようになるといったところでは、解決まで非常にスピーディーになるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ引き続きお願いしたいなというふうに思っているところでございます。この民法の改正といったところの理解が進んでいけばですね、もっと町民自身で自己解決ができるというようなケースが増えるというふうに考えておりますが、その辺のところをどのように捉えていますか。答弁をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 町民の皆様に民法の理解が進むことで自己解決できるケースもあるのではないかと考えております。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 そうですね。民法の改正といったところがですね、町民の皆様に理解が広がっていけば、自己解決できるケースというのはもっと増えていくんじゃないかなというふうに思います。その場合に、やはりこの民法を広く周知していく必要があるのではないかなというふうに思いますが、お考えのほうはいかがでしょう。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 現在のところ、窓口での相談があったときのみお伝えしてるような形でございます。今後ですね、広く周知することは必要ではないかとも考えておりますので、今後、町ホームページ等で周知のほうに努めさせていただきたいと考えております。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。やはりこのような内容のところをですね、しっかりと周知をしていくことで解決する時間というのも短くなってくると思います。また、周知をする上で、前提としてはですね、越境した竹木といったところは、町民の皆様の間でトラブルになる可能性も秘めているというふうに思いますので、まずはトラブルにならないような配慮が必要だというふうには考えておりますが、この法改正の前後で、あまり変化のなかった町への相談といったところも減らしていき、相談件数が減ることによって対応の負担といったところも減っていくというふうに思っておりますので、ぜひ正しい知識で周知していけるようによろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、昨年度の対応と結果について、相談に来られる場合にはですね、安全性が損なわれている場合とか、越境した竹木という内容からすると、昆虫が発生したりとか、そういったような衛生面での困り事といったところがあると思います。全てを解決できるといったところがベストでございますけど、解決をできないケースといったところがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 一度相談のあった場所につきまして、再び相談のあったケースというのはなかったため、解決できているものと判断しております。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 相談があつて、再度相談に来ることはなかったということですので、解決はできているという判断ですね。対応のほう、ありがとうございます。先ほども申し上げましたが、越境した竹木といったところはですね、御近所のトラブルにもなり得る内容でありますので、再度相談に来るといったことがないといったところにおいては、職員の皆さんが丁寧に対応していただいている結果だというふうに思いますので、引き続き丁寧な対応といったところをお願いしたいというふうに思います。

今年の対応については、昨年同様、改善指導のほうをしていくということですが、毎年、同じ場所で同じような相談が来るといようなケースはあるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 同じ場所で相談が来るとい件数も、再び来るといことはございません。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 再度相談に来るといったところ、毎年同じといったところがないということですので、安心をしました。これもですね、繰り返すケースがないということに関してですが、このところについては、民法第233条の改正といったところが何か影響してる部分があるというふうにお考えでしょうか。答弁をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 法の施行後1年程度ということもあります。相談件数は今のところ変化はございませんが、今後、広く周知することによりまして、相談件数の減少等につながっているものと理解しております。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 今回のところでは、法改正して間もないということですので、内容的には限定的であるのかなというふうに思います。今後の周知のほうにも期待していきたいというふうに思います。また、相談内容のところからですね、私も聞いている中身のところでは、空き家から、又は耕作放棄地からの越境竹木があるというふうに思っております。このようなリスクがある場所といったところは把握されているのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 空き家につきましては建築課の所管となりまして、耕作放棄地につきましては農業委員会の所管となっておりますが、こういった越境竹木のリスクのある場所については把握されているものと認識しております。

○議長【稲川 洋君】 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長【松本勝彦君】 耕作放棄地ということでございますので、私のほうから答弁させていただきます。

耕作放棄地につきましては、基本的には、農業委員さんが随時確認しておりますのと、年に一度、農地パトロールというものを農業委員会と農業委員会事務局で実施してございます。その際に把握している状況でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 建築課長。

○建築課長【星野敏克君】 建築課について、空き家をやっておりますけど、建築課については、越境の相談件数は13件ということでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 やはり空き家、耕作放棄地ということで、その場所といったところについては把握をされてるということですので、相談されてくる中身の中にも、やはりこういったところからの越境竹木といったところが相談されるケース、また、それが民家のほうだけではなくてですね、道路側にはみ出して通学路を塞いでいるといった内容も聞いておりますので、ぜひ、こういったところ、繰り返さないように管理のほうをしていただければいいのかなというふうに思っております。

越境される竹木についてはですね、民法が改正されるといったことは、それだけ困り事が多いといったところの表れだというふうに考えております。民法第233条を正しく理解することで、スムーズな解決につながり、安全、衛生、労務費など様々なリスク低減につながると考えておりますので、周知とフォローのほうをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、ありがとうございました。今回の一般質問では、道路維持事業、民法第233条、越境した竹木の法改正について確認をさせていただきました。どちらも、私が活動する中で多くの御意見、御

要望をいただくところであり、道路の劣化や空き家、耕作放棄地の維持管理は、町の景観や町民の満足度に直結する要素でございます。町民が安心して暮らせる上三川町を目指し、共に頑張ってもらいたいと思います。今回質問させていただいた内容について、検討、解決いただくことをお願い申し上げまして、私からの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで15分を目安に休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時53分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 2番・松本信明君の質問が終わりましたので、順序に従い、9番・勝山修輔君の発言を許します。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 順序に従いまして質問をさせていただきます。

質問にちょっと入る前に、いきいきプラザを前町長、猪瀬成男氏がいろいろ苦勞して建てたものです。それで私は、10年来、情報公開をしてきましたが、「民間企業のノウハウである」という一言で情報公開をしていただけませんでした。それで私は、裁判にかけまして、勝ちまして、情報公開ができるようになりました。情報公開してもらえるようになったのですが、またここで、せっかく造ったいきいきプラザが営業時間を短くしたということに対してすごく憤りを持っております。それに対して私は質問したいと思っております。

最初に、いきいきプラザの指定管理についてお伺いしたいと思います。一つ目に、新型コロナウイルス感染症で補償額の決定に至る理由と、金額がどのようになっているかお伺いしたいと思います。町長にですね。町は赤字の原因をどのように考えているのかもお伺いしたいと思います。よろしい答弁をお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に起因する損失補填につきましては、町の要請で休館となった影響を受け、指定管理者が被った損失を補填するため実施いたしました。補填の対象とした額につきましては、令和元年度分が390万2,555円、令和2年度分が4,329万6,979円、令和3年度分が3,196万9,747円、合計7,916万9,281円となります。実施に当たりましては、この補填対象額を、光熱水費及び修繕費に係る精算還付の対象額と相殺した上で、差額となる合計1,666万4,627円を補填金として支出しております。

次に、2点目についてお答えいたします。

収支が赤字となったことにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために町が休館を要

請したことに伴う施設利用者数の減少が大きな要因であると考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、コロナで休ませたから町が補填をした。その額が約7,000万円もあると、3年間です。今度、補填をした理由は、赤字だったという明確なる数字は把握してるんでしょうか。お伺いします。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

先ほどの町長の答弁でもございましたが、新型コロナウイルス感染症におきまして、それに起因して損失補償、補填については、町の要請でいきいきプラザについては休館したため、その影響を受けたことに対して町のほうで補填をしたということがございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 コロナは誰にも把握のできないことなのですが、補填をした額がどうして分かるのかということを知りたいんです。何をどうしたから赤字になったという正確なる数字があつて補填するんだと思うんですが、その数字は、向こうから出たものが書面としてありますか、ないですか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 それでは、補填額の計算につきまして御説明いたします。

補填額につきましては、支出額として、過去2年、コロナ影響前です。平成30年度及び令和元年度、こちらの平均値と、例えば令和2年度であれば、令和2年度の支出額を比較して、支出総額の少ないほうを基準額としまして、ただし、精算対象の光熱水費及び修繕費、こちらは実績額を採用しております。その額を令和2年度の収入額から差し引きまして、不足した分について補填を行ったものです。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 何度も今、聞きますが、「額が、向こうから出たものが書面でありますか」ということを聞いてるんです。その書面がなければ、計算する人はどうにもならないでしょう。向こうから出た補填の売上げと、こっちが補填をしなきゃなんない計算をした書面はありますか。お答えください。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 先ほども申し上げましたけれども、コロナ感染症に伴って、町の緊急対策本部のほうで休館の要請をしたことに伴っての収入減に対して町のほうで補填をしたものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 僕の質問が分かりますかね。補填をしたのは、休ませたから町が補填をしたというのは、今聞かなくても分かるんです。「補填をした累計額と、向こうの損した額とを書いた紙があ

りますか」と聞いている。ないのに計算されないでしょう。なければどこにも情報公開できないじゃないですか。「それがありますか」と聞いているんです。あれば情報公開で出てくるわけです。ありますか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 先ほども、何度も申し上げましたけれども、コロナ影響前の過去2年ですね、先ほど町のほうで計算した金額としましては、収入の減、コロナの影響によりまして、休館に伴っての収入の減を町のほうでは補填した形になりますので、その計算方法としましては、コロナ前の過去2年ですね、平成30年度と令和元年度、こちらの平均値を用いて計算したという形にはなりません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、今あなたが言った額の明細は出ますね。明細がなければ補填できないわけだから。「それがありますか」と聞いているんです。「ないですか」というんですか。ありますね。なければ、金額が、7,000万円のお金を、税金ですよ、これは。ここにいるみんなが払ったものを補填してるんです。「コロナで赤字だったから仕方ない」といっても、これは税金なんですよ。7,000万円ですよ。その原資を計算した紙がありますかと聞いた。紙があるかないかも答えられないんですか。それじゃ次にいけないんですが、ありますか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 何度も答弁申し上げますけれども、コロナの影響がなかった2カ年度の平均値と、例えば令和2年度で申し上げますと、令和2年度の支出額、そういったものも一応こちらではチェックしてます。チェックをした上、向こうの出してもらった実績額の帳簿等を確認して、無駄に使っていないかどうか、そういったものを見比べて、支出総額の少ないほうを用いて計算しておりますので、以上です。

○議長【稲川 洋君】 ちょっといいですか。

これについては、町当局と指定管理者の間で、実績報告とか、そういったものがやり取りされてると思うんですよ。そういったものがあるので、あえて書面を出さなくても、お互いに理解の上、それで計算をされてるんじゃないかと思うんですが、健康福祉課長、その辺はどうでしょうか。健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 そちらの、今、私が申し上げました計算に関しましては、町のホームページに掲載して、皆様にお知らせしているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 一応そういうことですので。勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今、私が言ったことはホームページに載ってるとか、情報公開すれば出せますよとかいうことを聞いているんですよ。だから、あなたの説明が正しくないとか、正しいとかっていう論議してるんじゃないんですね。「7,000万円のお金を出した根拠が分かりますか」というだけなんです。今、あなたが言うように、「ホームページに載ってるんだから、ホームページを調べなさい」と言えば、私は調べて、また再質できるわけです。ないとするならば、あなたに「書面を出しなさい」という、情報公開すればいいわけですから、そういうことで、よく答弁をしていただきたいと思います。

そうすると、2番目に、町の赤字の原因はコロナだけだというふうに判断したんでしょうか。それとも何か根拠があって判断したんでしょうか、お聞きします。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 新型コロナウイルス感染症の影響についての補填という形になります。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、コロナという、誰にもどうにもならないことで町税が7,000万円も一瞬にして消えちゃったということで理解をしますので、この質問はこれで取りやめにします。

それから、2番目に入りますが……。

○町長【星野光利君】 議長、いいですか。

○議長【稲川 洋君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほど私の答弁で申し上げましたが、令和元年度、令和2年度、令和3年度で、対象額が7,916万9,281円ですが、その後、それに対して光熱水費、修繕費に係る精算還付の対象額を相殺した上で、差額となる1,666万4,627円を補填金として支出しています。

○議長【稲川 洋君】 ありがとうございます。勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それでは、二つ目の質問に入りたいと思いますが、今までにですね、いきいきプラザの累積赤字は、一つ目、3期目の指定管理の累積赤字はどのくらいあるのか、お伺いします。

二つ目に、主たる原因は全て新型コロナウイルスだと思いますが、町は累積赤字をどのように考え処理してきたのか、お伺いします。

3番目。約15年、造ってからたちましたが、指定管理者に加え、自主事業で売上げがあるにもかかわらず、累積赤字になったことに対し町がどのような見解か、伺います。また、四つ目に、公認会計士又は税理士等の資格者が、町税が支払われている指定管理費の会計検査を行うのが当然だと思いますが、当町ではどのようになっているか、お伺いしたいと思います。

また、五つ目に、町は監査委員2人がおりますが、監査で町の全ての機関の支出が適正に行われていると判断できるのか、町長の見解をお伺いします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

第3期指定管理期間である、平成30年度から令和4年度までの5年間の赤字額の合計は4,507万3,082円と報告を受けています。

次に、御質問の2点目と3点目については、関連がございますので一括してお答えいたします。

御質問にございましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、休館要請に伴う損失について補填をしております。指定管理事業の収支決算が赤字となってしまっている状況は、新型コロナウイルス感染症による休館要請に伴う利用者数減の影響が残っていることが要因と考えております。また、自主事業につきましても、同様の影響を受けておまして、令和2年度以降の各年度の決

算は赤字となっております。町といたしましては、このような収支状況の中、安定した施設運営とサービス提供が第一義的に重要であることから、指定管理者と協議しながら、収支の改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、4点目についてお答えいたします。

指定管理費の監査につきましては、地方自治法第199条第7項の規定により、「監査委員は、必要があると認めるとき、又は地方公共団体の長の要求があるときは、公の施設の管理を行っている指定管理者に対して監査をすることができる。」となっていることから、指定管理者に対しては毎年度、監査委員による監査を行っているところでございます。

次に、5点目についてお答えいたします。

監査委員による監査につきましては、地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定に基づき、町の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理、事務の執行について、また、町が補助金や交付金等の財政的援助をしている団体の出納や事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査しております。これらが合理的かつ効率的に行われているか、補助等の目的に沿って適正かつ有効に執行されているか等を審査し、町及び議会並びに監査対象団体に対して監査結果報告書を提出するとともに公表しております。監査委員による監査は、地方自治法の規定に基づき適切に執行されているものと認識しております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今、お話があった、15年間の自主事業が全て赤字だったというふうにお伺いしていますが、自主事業が赤字であるということならば、指定管理者は営業が成り立たないんじゃないかと思うんですね。指定管理費だけでは賄っていけないはずなんですね。自主事業があるがためになっているのに、町長の答弁では、「15年間、赤字である」と。コロナがあったときは赤字だったでしょう。「休館をしる」という命令をしたんですから。しかし、その2年間以外は赤字だったということになったら、営業ができなかったんじゃないかと思うんですが、その判断をどのように、誰が、情報公開してもらえるのか。それとも、ホームページにこのものが載っているのか。自主事業はどこにも出てこないはずなんです。売上げすらないんです。それで私が不思議だと思うのには、経費というのはどこの会社もかかるわけです。町役場も、経費として皆さんの給料が出てるわけですから、経費ですね。いきいきプラザは経費がないんですよ。本社経費もなければ、経費の部類は、一緒くたに人件費というところで賄ってるんですね。私は、経理士のところへこの情報公開してもらったものを持っていきました。「これで、先生、適正な経理ができてますか、どうでしょうか」というふうにお伺いをしました。「これは監査委員がいるんだろう」と。「監査委員に対して異議の申立てすればいいじゃないか」と。「そうすればきちっとするんじゃないですか」ということを言われたんで、この議会が終わりましたら、そのような手続きを取ろうかと思っております。

それで、公認会計士がいないのに、自主事業が赤字だとか黒字だとかって誰が判断するのか。もう一度、町長、お伺いしてもよろしいですか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 自主事業につきましては、指定管理者のほうの会計でございますので、町のほうでどうのこうのという形ではございません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今、私は「町長に」と言ったんですが、あなた、町長なんですね。一つ聞きますが、課長、指定管理者が赤字だと報告してる書面はあるんですか。何をもって、あなたは赤字だったということ言ってるんですか。赤字なら赤字で結構なんですよ。私が言ってるのは、これとこれがこういう金額になって赤字なんですよ。これが積み積み積もって、15年間で15億円ありますよということなら、これは町が何とかしなきゃいけないという話になるでしょう。その原資のものが無いのに、何でああなたは赤字だとか、それは私たちが関知することではないと。あなた、指定管理費というのは税金で払ってるんですよ。分かりますね。それで自主事業は自分のお金だと言ってるんです。それじゃあ、お聞きしますが、電気料、水道料、誰が払ってるんですかね。指定管理費で払ってるんですよ。それを使って利益を上げてるんです。それが赤字だということがあり得るのか、あり得ないのか、もうちょっと詳しく説明していただけませんかね。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 まず、指定管理者のほうでは、収支決算報告書というのを町に提出していただいております。年度終了後に提出していただいております。それにつきましては、指定管理者も、毎月の会計処理ごとに、自分のところの会計事務所で監査を受けておりますし、年度終了後においても、収支決算について会社のほうの監査を受けているところでございます。町につきましても、モニタリングや町の監査ですね、そういったところで、そういった決算については監査しているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうするとあなたは、今、私に言ったこと、「指定管理者は指定管理者の決算報告をしています」と、今、言いましたよね。その決算をしているものをもらってますか。もらってませんか。もらってないとするならば、どうしてあなたは「正しいんだ」と言えるんですか。指定管理者が自分たちのものを計算したものを行政に出すのが当たり前なのに、出ってますか。あなたは、それは、向こうは公認会計士か会計士か分かりませんが、したものを毎月やってるんだと。それは報告されてるんだと。改めて情報公開して、その紙を出してください。もらわないで分かるわけではないでしょう。あなた、今、「向こうは向こうでちゃんと会計検査してる」と言ってるんだから。「してない」と言ってるんじゃないでしょう。「した」と言ってるんだから、出してもらえますか。どうぞ。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 町に提出していただいているのは収支決算報告書でございます。町のほうでは、指定管理者のほうで行っております監査報告については提出を求めておりませんし、必要もございません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 あなた、必要もないからもらわないんだって、赤字の補填は税金ですか。あなた、ちょっと間違ってますか、答弁。

○議長【稲川 洋君】 勝山議員に申し上げます。ただ今、健康福祉課長が答弁したように、収支決算の報告はしてます。それ以外の、監査報告書とか、そういったものは、協定がありますよね、町と指定管理者の間で結ぶ。

○9番【勝山修輔君】 あります。

○議長【稲川 洋君】 それについては、それが絶対必要要件だということは書いてないんじゃないかと思います。その辺のところはどうですか。健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今、議長のほうでおっしゃっていただいたように、監査報告書の提出を求めるようには結んでございませんので、町としても提出を求めてはおりません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それじゃあ、改めて申し上げますが、今度の契約のときは、決算書をもらうように話をしてください。それをしないと、いつまでたっても行政を***にされてるようで、歯がゆくてしょうがないです。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君に申し上げます。***っていうのはどういう意味なんですか。それは看過できないですね、その発言は。

○9番【勝山修輔君】 失礼しました。私が今言いたかったことは、行政をです、ないがしろにするような……。

○議長【稲川 洋君】 ないがしろにしてるんですか。

○9番【勝山修輔君】 してなかったら出るでしょう。ないがしろにしてなかったら、ちゃんと……。

○議長【稲川 洋君】 質問をやめますか。

○9番【勝山修輔君】 やめませんよ。

○議長【稲川 洋君】 そんな発言をされたんじゃない……。

○9番【勝山修輔君】 失礼しました。訂正します。失言を取り消します。

私が言いたいことは、どうしてもそれをね、していくことに矛盾があるんじゃないかと。赤字で補填するというのは、全て町民が払ってる税金なんです。それが赤字の額が分からないのに、補填、補填でやっていって、累積赤字が幾らあるか分からない。それじゃあ、もうちょっと、私、3番目に言おうと思ってるんですが、公認会計士を入れてですね、明確な決算を出させることも、行政としては、町民に正しいことをしてるということの目安になるんじゃないかと思いますが、町長、どんなふうに考えますか。

○議長【稲川 洋君】 町長。

○町長【星野光利君】 町としては、地方自治法に基づきまして適正な監査を行っていただいていると思っておりますので、今のところ、その考えはございません。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】　そこまで言うんでしたら、この議会が終わったら、また**ましょう。

3番目に入ります。閉館時間の変更及び開館時間の短縮についてお伺いしたいと思います。いきいきプラザの施設の開館時間の短縮について、町はどのような見解を持っているのかお伺いします。

二つ目に、令和6年2月14日の試算で、時間短縮後の試算を変更された理由をお聞きしたいと思います。

○議長【稲川 洋君】　執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】　ただ今の御質問の1点目と2点目につきましては、関連がございますので一括してお答えいたします。

上三川いきいきプラザの開館時間につきましては、今年度より、日曜日及び祝日の閉館時間を午後9時から午後7時へと早めるなど、一部を変更いたしました。施設経営が困難な状況にある中で、運営継続のために指定管理者から複数の収益改善策が提案され、町と指定管理者との間で協議を行ってまいりました。早期の改善を図るため、着手できるところから速やかに実施することが重要と考え、協議の結果、変更承認の申請があった部分について、町が承認をしたものでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】　勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】　短縮したのにですね、何ていうんですか、カードで購入した人、1カ月幾らというふうにして買ってあるんですが、買ってある人は、町が言ったときに切れる人は何の問題もなかったんですね。ずれて作ってる人、1カ月、みんなは月末締め、月末締めってなってないですから、申し込んでから1カ月ということになってるんだと私は認識してる。私も入ってるんで、毎月取られてるんで、いつ切れたか、いつ継続したか、分からないんですが、そうすると、夜、終わってから来る人が来られないという苦情が来ました。「それじゃあ、この券を買ったものはどうなるんですか。その分だけ来られないのはどうしたらいいんですか」と言うから、「それはいきいきプラザに行って聞いてもらうしか、私では判断がつかないですよ」と言ったんですが、そうすると、やめた日にちで終わった人は何の問題もないんですね。その後まである人はどういうふう処理するのか、お聞きしてもよろしいですか。

○議長【稲川 洋君】　健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】　開館時間の短縮でございますけれども、それにつきましては、指定管理者のほうで周知はしておりました。1カ月ほど前から周知はしておりました。例えば利用者に向けてのラインであったりとか、あとは、館内での掲示という形で御案内のほうは差し上げていたところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】　勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】　それが全部分かっていたら、こういう苦情は来なかったですね。だから、そのことを今言ってるんですね。それを短縮したら黒字になるんでしょうか。これからは赤字はないんですね、短縮したんですから。短縮すれば赤字がないよということで短縮を、町長が判こを押したんだと、

こういうことを聞いてるんですが、簡単明瞭に言えばね。そうすると、買った券を持ってる人が、それ以外に来たときにはどう対処したかは、誰か分かる方はいますか。そういう人はいないというのか、いたというのか。4,600円なのか6,700円なのか、私は分かりません。私は年を取ってますから、安いほうでお支払いしてるので、若い人が幾ら払ってるか、私は分からないんですが、それはどうなってるんでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 健康福祉課のほうでは、所管課のほうではそういったお話は聞いておりませんので、指定管理者のほうでそういった対応をしているかと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 課長さん、今、健康福祉課に来て何カ月ですか。これを決めたのはいつですか。それでそういう答弁はちょっと失礼じゃないでしょうか。来たばかりでどうなってるか判断もつかないのに、さも自分がやってきたような答弁をするのは、ちょっと間違いかと思うんですが、私が言うのには、周知してたんですよと、1カ月前に。周知してたのも私は知りませんでした。一緒に入ってる方が、「何でおまえ、時間が短くなるんだよ」と言うから、「何でなるの?」と私が聞いたぐらいです。それだけ周知してたとするならば、私も幾らか、血は巡ってるんで、「休みになるんだよ、お金が赤字だから」ってぐらい説明してやれたんですが、その説明もできませんでした。それが周知というんですか。私が知らないのはいいんです。私が能がないからですから。しかし、聞いてくる人たちはみんな知ってたのかっていったら、知らないから聞いてるんですね。だから、「そういうことが、勝手に、行政と指定管理者が話し合って判こをつけて、時間を短縮するということは、一番最初につくったときの契約違反になるんじゃないか」というふうに言う人もいます。でも、法律的にはそういうことが、議長、あるんですよ。決めればね、町長が決裁すれば。

○議長【稲川 洋君】 いや、私は答弁する立場にありません。

○9番【勝山修輔君】 そうですか。私はそういうふうに思ってるんで、どうしてこういうことが起きたのか。これを譲ってですね、これからは黒字になったはずですから、一切赤字の補填はないのかということをお約束してもらえれば、私はこれで質問を終わりたいと思うんですが、いかがですか、町長。

○議長【稲川 洋君】 町長。

○町長【星野光利君】 今回、時間を短縮したのも、収支の状況を改善するための方策の一つでございますので、これで完全に黒字になるかどうかというのは分かりません。幾つか、これからいろいろトライをしていって、収支の状況を改善していくように指定管理者のほうにもお話をするつもりでございます。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それじゃあ、一生懸命ですね、短縮時間を納得してですね、これからまた赤字が出たからもっと短縮するんだということもあり得るということによろしいんでしょうか。それとも、補填をするということによろしいんでしょうか。これだけのことをしたんですから、そういうことはもう起きないだろうということでおこうと話し合うんじゃないんでしょうか。行政だって。向こうは一個

人の利益を生み出す会社ですよ。振興会だなんていいですけど、あれは株式会社ですから。利益がないことはやりませんから。そうすると、また赤字になったからっていつ補填をするようなことがあるのかなのかぐらいは判断つくし、副町長がそばにいろいろアドバイスしてるんですから、副町長も一緒になって、あるのかなのかぐらいつまじり答弁したっていいんじゃないですか。

○議長【稲川 洋君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 ただ今の再質問にお答えいたします。

町長からですね、御答弁申し上げましたとおりですね、今回、コロナ禍の休館だけじゃなくて、コロナに伴って、やはり、あぁいった集客施設に来る方々の行動特性が変わってきてしまったと。昔であれば、例えばプールなんかでもですね、子供たちが継続してずっと来てたのが、単発で、自分のスキルが上がっただけでもうやめちゃうとか、いろんな行動変容といいますか、利用者の行動変容がありまして、全体的にいきいきプラザの利用者数が激減をしております。特に一般の方、会員権をお求めになってる方、それから、確か小学生の、先ほど申しましたような方とかですね、そのためにですね、違うようなパスポートもつくったりして、いろいろ努力はしているようなんですが、なかなかやはり、根本的には、利用料金を上げるという選択も当然あるわけですね。ただ、これのためには条例改正も必要ですし、すぐにはできることではございません。ですから、いろいろ提案はいただきました中で、私どもと指定管理者とで協議する中で、日曜日の夜7時以降というのが、利用される方の数が比較的少ないと。比較的少なくて、利用される方に御不便を最小限で食い止められる。そういった中で、収支を改善する方策としては、これが一番妥当ではないかという判断でこれに至ったということでございます。ですから、一つの手だてでございまして、これをもって収支が劇的に改善するということではない。ただ、補填というお話ですが、それは、新型コロナウイルスのときにですね、感染症が広がったときに、町から休館を要請して、その影響で出た部分について補填をしてもらったということですから、通常の営業活動で赤字が出たから補填すると、そういうことではございませんので、そこは御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今、副町長のきれいな答弁を聞いて納得がいったわけではないんですが、私が言いたいことは、企業努力をして、赤字が増えるとか、企業努力をしたんですが、自主事業が赤字だとか、これは相手側の、指定管理者の能力の問題だと思うんですね。その問題をさておいて、町が言われるがままに時間を短縮するなんていうことになればですね、猪瀬前町長がこれを造ったときに、皆様に配った書面で、何人もね、町民であれば、ここへ来て、元気で長生きをしてくださいということがここに書いてあるんですね。ノーマライゼーションの理念の下に、これ、皆さんにお配りした表題です。それを、猪瀬前町長のことを、何て言ったかな、星野町長が同じことをしていくということで町長になったように、私は言葉が分からないんで、ないんですが、ここに、どんな人でも、体の不自由な人でも、いつでも来てくださいよというふうに書いてある理念があるんですが、この理念を今、時間もないので、町長に、そのとおりになっているとお思いか、お思いじゃないかだけ、お聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 町長。

○町長【星野光利君】 いきいきプラザは、そういった、コロナ等で、コロナ以前の頃に比べて集客力

というか、利用される方が減少しているという状況はありますが、これまでも町民の皆様の健康をつかさどる施設として十分機能を果たしてきていただいていると思いますし、今後もそういったことを期待するものですから、これからも指定管理者とはよく、今後の運営状況について検討を重ね、町民の皆様が御利用いただくような、そして町民の皆様に愛されるような施設になるよう努力してまいる所存でございます。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 最後になりましたから、私から一つ質問してもよろしいでしょうか。これに載ってないんですが。

○議長【稲川 洋君】 載ってないことは。

○9番【勝山修輔君】 私の主観ですので、いきいきプラザがこれからも町民のためになるような施策をしていってもらえれば、何でも情報公開をして、何でもしなければ、こういうことになって、敗訴するようなことがあれば大変なことだと思いますよ。ですから、私も一生懸命頑張って、そうならないようにして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。午後1時に再開いたします。お疲れさまです。

午前11時36分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 9番・勝山修輔君の質問が終わりましたので、順序に従い、7番・志鳥勝則君の発言を許します。7番、志鳥勝則君。

(7番 志鳥勝則君 登壇)

○議長【稲川 洋君】 7番、志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 それでは、早速質問に入らせていただきます。今回2点ほど通告させていただきました。

まず1点目、公共施設の指定管理について。1として、町立図書館（令和6年度指定管理費6,147万1,000円）、上三川いきいきプラザ（令和6年度指定管理費2億3,467万4,000円）の指定管理内容と予算の執行内容についてお伺いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

町立図書館の指定管理内容につきましては、図書館資料の収集・整理・保存・閲覧・貸出し等に関する業務、図書館の利用及びその制限に関する業務、図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務、その他図書館の管理に関し、教育委員会が必要と認める業務になります。予算執行の主な内容としまして

は、職員の人件費等に3,515万円、図書館用品等や雑誌代等を含む消耗品費に365万円、光熱水費に438万円、施設管理費等の委託料に631万6,000円、図書資料費等の備品購入費に525万円となっております。

次に、上三川いきいきプラザの指定管理内容につきましては、指定管理者公募時の仕様書に定められており、敷地内の維持管理業務として、清掃や警備の実施及び施設・設備の保守点検や修繕等の業務、また、施設利用に係る運營業務として、浴室やプール、マシジム等の管理運営及び会議等の施設利用許可に関する業務などを行うものとしております。

指定管理者から提出のありました予算執行の主な内容としましては、職員の人件費等に6,030万7,000円、事務費又は消耗品費等に825万6,000円、使用料及び賃借料として429万7,000円、光熱水費に8,800万円、施設管理費等の委託料に1億1,520万4,000円、法人税等公課費として588万円、施設の修繕費2,370万円となっております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 私が今回このような質問をしたというのは、一般町民の方が、「かなりの委託費を使ってるんですね」と。「これが毎年毎年かかるんですね」と。「その内容はどうなってるんでしょうか」というふうなことで、「できれば、ぜひ質問していただきたい」と。「執行部の答弁については、後日、議事録のほうで拝見したい」と思うというような話があったので、このような質問にさせていただきました。指定管理費の委託料の積算、予算の内容が今、図書館及びいきいきプラザの部分についてありましたが、まずもって、いきいきプラザ、人件費が6,370万円ということでございますが、人件費の6,370万円、これはいきいきプラザに勤務している職員の給与だと思うんですけども、現職員は、予算額に対する対象の職員は何人いるのか、お伺いいたします。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の質問にお答えいたします。

指定管理者のほうから、初めに事業計画書というものを出示していただいております、その中で人件費ということで上がっているものになるんですけども、具体的に申し上げますと、総括責任者、副総括責任者、業務責任者、部門責任者等、そういったポストに係る人員、あるいは保健福祉関連業務ということで、そういったもので配置しているところもございます。

すみません。1点、議員のほうに訂正をお願いしたいんですけども、議員、先ほど人件費のほうで、6,370万円ということでお話しいただいたんですが、先ほど町長の答弁で6,030万7,000円ということで答弁差し上げましたので、御訂正をお願いしたいと思っております。

先ほどの人員のほうなんですけど、詳しい、トータルの人数ということで、多分、議員のほうでは御質問かとは思いますが、ちょっと今、具体的に何人ということで、今、手元に資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。すみません。

○議長【稲川 洋君】 これはあれですか、健康福祉課長、調べれば出る数字ですか。健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 今、担当のほうに確認いたしまして、お答えしたいと思っております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 それでは、ちょっと暫時休憩して、数字を出してもらいますんで、よろしくお願ひします。

午後1時09分 休憩

午後1時13分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 すみません。お待たせいたしました。先ほどの御質問でございますが、令和4年度におきまして、実績として18人体制で行っておりまして、令和6年度においても、同様な体制で実施する見込みとなっております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 そうするとですね、6,030万7,000円を18人で割って、それを12カ月に割ると、1カ月幾らぐらいの給料になるのか。平均になると思うんですけども。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今、議員がおっしゃいました、18人で指定管理費で計算を仮にいたしますと、一月27万9,000円、1人頭27万9,000円という計算にはなります。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 指定管理者のほうから、これはいきいきプラザに限っているんですけども、指定管理費2億3,467万4,000円、これに対して人件費が6,030万7,000円、1カ月当たりだと27万円なにがしということで、それほど月当たりの給料は高く払い過ぎてるような感じはしません。

それと、指定管理費は指定管理者のほうで積算してくるということによろしいですか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

指定管理者を公募で選定する上で、町のほうであらかじめ公募時に上限を設けております。上限につきましては町のほうで計算してございます。その上で指定管理者のほうで上限内で公募して、公募において上限内で運営できるとして応募してございます。それで、応募した金額で指定管理者のほうで今回選定されて、議会の承認を受けて指定されたわけですが、契約に当たっては、再度、町と指定管理者のほうで基本協定を結んで、また年度協定で支払い方法について協定を結んでいるところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 町のほうで積算した金額に対して、公募のほうで、うちではこれくらいででき

ます、あれぐらいでできますというようなことで条件が来ると。その中から選んでいくというようなことで理解しましたけれども、町は最初、町で組んだ予算に対して指定管理費はどれぐらい組んだんですか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の質問についてお答えいたします。

公募時での指定管理費の上限額は、5年間で、税抜きなんですけど、5億8,170万円でございます。5年間で割り返しますと、一年度、1億1,634万円、こちらが税抜きの金額という形になります。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 ちょっと税抜きといっても分かりづらいんですけども、税を入れて1年間、幾らですか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 税込みでお答えいたします。1億2,797万4,000円でございます。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 そうすると、今年の1年間の業務委託料が2億3,467万4,000円ですよ。程遠い数字ですね。何でこんなに上がっちゃうんですか。指定管理費が5年間で5億8,000万円とかって言いましたよね。税を入れて1年間で1億2,797万円。これが指定管理費ということなんですけども、今年の予算、あと過去の予算を見ると、いきいきプラザの指定管理費は2億4,000万円前後なんです。この辺の数字がちょっと皆目、理解できない。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の質問についてお答えいたします。

先ほど、私が1億2,797万4,000円ということでお答えいたしましたが、その中には、精算対象である光熱水費及び計画修繕、緊急修繕、そちらの費用については含まれておりません。そちらについては別途、町のほうで概算でお渡しして、精算して返還するものは返還していただくという形で、余ったら返還していただくという形になっております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 最初からそのような説明をしてくれれば、何ら疑問は持たなかったんですけども、それです、通常、公共事業というと、建設工事なんかについては、県が示してる歩掛表とか、それに対して直工費に対して諸経費が幾らとかというような基準、歩掛表があつて、それで積算して、工事費は幾らですよ。それで入札をかけるわけですけども、指定管理者が積算してきた1億2,797万4,000円、これについて、この数字が妥当であるかどうかというものは、どういうふうな確認をしてるんですか。歩掛的なものが全国共通の中であるのか。それとも、指定管理者になりたという業者が独壇場で判断して、この金額を出してくるのか。それを町はどのように妥当であるかど

うかというのを判断しているのか、お伺いいたします。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 町において指定管理費を設定する上で、公募時において設定した金額でございますが、計算方法については、過去の実績額、そちらを基に計算しておりまして、また労働費、そういったものも考慮して、過去の実績額を基に町のほうで上限額というものを設定してございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 そうすると、基本となるのは、過去の実績額を考慮してということで、過去の実績が間違っていたら現在の数字も間違ってるということで理解しちゃってよろしいですか。それをいつの段階かで精査するという事は考えてないですか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

過去の実績額、そういったもので、町のほうでは、積算根拠として、この金額で施設を運営できるだろうという金額で、公募時において町のほうで上限額を設定してございます。そういったものも設定しており、また、指定管理者のほうで実績報告、そういったものも提出していただいております中で、その中で、出してきていただいている実績報告が、妥当というか、その辺が、施設を運営していく上で妥当な金額というか、適正な金額、安定した運営ができる金額だということで判断しておりますので、その都度、見直すことは必要かとは思いますが、毎年モニタリングも行っておりますので、そういった中で聞き取りをしながら行っているところが現状でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 ということは、指定管理者が上げてきた金額に対して積算基準となる根拠となるものはないと、町のほうでは、過去の実績と感覚で契約してるというふうに理解してよろしいですか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の質問についてお答えいたします。

過去の実績、確かにそれを基に計算しますが、感覚という形ではございません。きちんとモニタリング等で項目を確認して、その額が適正であるかどうかというところを確認しているところでございますので、感覚ということではございません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 しつこくなってあれですけど、モニタリングという言葉が出ましたけど、モニタリングでどうやってるんですか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 モニタリングにつきましては、毎年度、実施しております。それについては、毎年、事業実績報告書を出していただいております。また、指定管理者のほうで業務に当たっての自

己評価をしていただき、また、町のほうでも、担当課のほうで、所管課のほうで、指定管理者を呼んで、經理のチェックであったりとか、利用実績とか、そういったものをヒアリングしながら書類の検査等を行っているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 納得するような、できないような、ちょっと曖昧な感覚で受け止めましたけども、公共施設の運営・管理というものについては、指定管理者制度ができた。そして、以前からある業務委託ということで、町が一つの基準に基づいて積算して、ここの施設の管理運営についてはあなたに任せますよというふうな、二つの制度があるかと思うんですけども、二つの制度の違いというのはどういうふうに理解してますか。業務委託を選ばなかった理由というのは、どういうふうな思惑の中で選ばず、指定管理者制度にしたのかという、その辺のところ、町の考え方をお聞かせ願います。

○議長【稲川 洋君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 指定管理者制度でございますけども、公の施設の管理運営についてですね、平成15年に自治法が改正になりまして、それ以前は、業務委託というような管理方法、委託方法ができるということで自治法に定められておりまして、そのときは、公共的団体あるいは公共団体が管理を委託するということですかね。ということで委託をしたわけですけども、平成15年の改正によりまして、そういった管理方法は廃止されたというか、変わって、指定管理者による指定、管理ですね、あるいは直営というどちらかの選択をせざるを得なくなったという経過がございます。ですから、今も、管理でなくて、部分的な業務、例えば、今回、ORIGAMIプラザで言いますれば、施設の、例えば機械でありますとか、電気でありますとか、そういった専門的な部分の業務や委託はするにしても、全体の施設の管理は直営でやっておるわけですね。ですから、直営でやるか、あるいは指定管理者に、これは委任契約になるんですけども、委任ということになるらしいんですけども、委託ではなくて、そういう形をお願いをするか、その二者択一と。本町の場合は、26の施設を指定管理者をお願いしているところでもありますけども、そのうち6施設は公募をして指定管理者を決めているという状況でございます。ですから、今時点で、管理そのものを、昔みたいにですね、業務を委託するという形での管理方法はちょっと難しいというか、自治法上できない状況になっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

その背景としては、以前は、民間でなかなかそういった業務に携われる方がいるかどうかというところとか、あるいは公益性を重視して、公共的団体、公共団体にですね、業務を委託するというようなことであつたんですが、民間に対する規制緩和とか、そういう流れの中で、民間でも十分そういった業務を担えると。なおかつ、民間のほう 서비스가の向上という点ではですね、優れている部分が多々あるというようなところもありまして、そういった自治法の改正になったというふうには理解しております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 ありがとうございます。それとですね、この件については最後になるかと思うんですけども、指定管理施設があつて、その施設を指定管理として出しますよと自治体が公募したと

きに、民間の事業者は、手を挙げてでも、その事業に携わりたいということで応募してくるわけですよ。そうした中で、指定管理費が、委託料が足りないときには、町に理由を申し上げて、それを認めてもらって、赤字と言われる部分を補填してもらおう。そして、そうしたときに、また逆にですね、指定管理費のうち、業者としては、その中から利益が得られるから手を挙げてくるわけですから、指定管理費の委託料のうち、どの程度までならば利益を町は容認しているのかというふうな、そこら辺の考えというか、基準というものは、どんなふうに思ってますか。

○議長【稲川 洋君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

いわゆる工事的なもの、工事の歩掛というお話が先ほどありましたけども、そういったものではなくて、こういった指定管理者の場合はですね、公募する際に、あらかじめこちらのほうで積算をしてくださって、上限を設定するという話を最初に申し上げたかと思うんですけども、その際に、一般管理費をどのくらい見るかというところがありまして、確か、私の記憶では、申し訳ございません。正確な数字じゃないですけども、4%前後だったように記憶はしてございます。上限を定める際にそのくらいの一般管理費が必要になるだろうという想定かと思えます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 そうすると、業者が手を挙げてまでも指定管理者になりたいということは、町が発注して、指定管理者として指定管理者はこれくらいでやりますよというときに、業者が上げてきた数字の4%が業者の利益見込みということによろしいんですか。

○議長【稲川 洋君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 業者がその数字を出してきてるというわけではなくて、私どものほうで公募をする際に上限額を設定します。その際に、上限額を積算する上で、4%、確かそのくらいだと思いましたが、管理費を含めた上で上限額を設定している。その中で、業者のほうで幾らで手を挙げてくるかというのはまた別ですので、業者のほうで幾ら管理費を見積もってるかというのは、また別の議論になるかと思えます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 「赤字なんで、もう少し指定管理費を増額してくれないか」というふうな業者の申出のときには、その理由を精査して、「分かりました、指定管理費を増額しましょう」というようなことでやってるわけですよ。逆に利益があるときには、どれくらいまでの利益だったら町はそれを容認して、「次年度の指定管理費は下げますよ」とか云々というふうな手段を取らないでいいのか。例えば、全体の管理費の3割も利益を上げてるんだから、これはもうけ過ぎてるから、2割程度にするために「指定管理費は引き下げますよ」とかというふうな、一つの例を挙げて言いましたけども、指定管理費が足りないという業者の申出によって管理費を町が上げる場合もある。じゃあ、町はどの程度の利益のときに指定管理費を下げますよというふうにしてるのか。その辺のところの考えをお聞かせ願います。

○議長【稲川 洋君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 赤字の補填で指定管理費を上げるということは基本的にございません。ですから、午前中の答弁の中でもお話ししました、損失補填、あれは赤字の補填ではなくて、町からの要請で休んだことによって生じたものですから、あれは赤字の補填ではございませんし、通常の指定管理の中でもですね、まず、基本協定という、いきいきプラザであれば5年間という期間で幾らでというふうなことでこちらから公募をかけて、向こうから応募してくると。「この金額でやります」ということですので、基本的にその額が上限ですね、運営をしていくというのが基本なわけでございます。仮に、もうけが過剰に出てきているような場合にどうするかというようなお話ですけども、その部分は、確か、いきいきプラザの場合は、一定額を超えた場合にですね、パーセントでお返しいただくというようなことがあったかと思えます。それについては、ちょっと担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 指定管理費の返還につきましては、まず、町の公募時において、公募要項の中でうたっております。指定管理については、一定の利益を超えたとき、当該年度の指定管理費の一部を町に返還するものとしますという形で、公募時において項目として入れてございます。その基準については、公募において、応募書類の中で提案してくださいといった形で公募の要項のほうには入っております。それに基づきまして、現指定管理者のほうで提案してきたものについて町で年度協定を結んでいるわけなんです、そのパーセンテージなんです、収支において利潤が発生した場合、こちらについては、精算対象費用を除くということで、光熱水費、また修繕費、計画修繕、緊急修繕、そういった修繕料を除いて、総収入の1.5%を超える利潤部分について、その額の50%を返還すると、そういった形で年度協定を結んでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 さっき最後と言いましたけども、もう1点だけ。

いきいきプラザの事業運営の中で日本水泳振興会が自主事業をやってますけど、この自主事業についての人件費は業務委託の中には入っていないということでよろしいですね。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の質問についてお答えいたします。

議員おっしゃるように、自主事業の部分については、業務委託のほうには入ってございません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 その見極めというのは、どこでやってるんですか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の質問についてお答えいたします。

そちらの見極めということでございますが、毎年度、事業実績報告に基づきまして、指定管理者のほうに出向きまして、そういった自主事業であったりとか、指定管理費部分について、項目ごとの書類チェック、そういったものをチェックしてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 その自主事業の中には、町が支払ってる人件費というものは、自主事業では使われていないということでしょうか。それをどう見極めてるか、検証してるかということ。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の質問についてお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、町のほうで、実績報告に基づきまして、モニタリングということで書類チェックを毎年度行っております。そういった中で指定管理者のほうで提出していただいている書類であったりとか、そういった明細で、自主事業部分、指定管理費部分、そういったものをチェックしているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 理解できるような、できないような、曖昧で、機会があれば、また次期の議会にでもというふうに考えております。

1点目の質問については、これで終わりにします。

2点目として通告しました、町の監査について。1として、現在、町は2人の監査委員の下に監査を行っているが、外部監査委員を増員する考えがあるかどうかということで2点目を通告しましたけども、私の前の先輩議員がこれの監査制度について質問して、町のほうからの説明が事細かく、丁寧にあったということで、それで理解いたしましたので、この2点目については、通告のまま、質疑には入らないということで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで15分程度休憩いたします。

午後1時51分 休憩

午後2時03分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 7番・志鳥勝則君の質問が終わりましたので、順序に従い、8番・海老原友子さんの発言を許します。8番、海老原友子さん。

(8番 海老原友子君 登壇)

○8番【海老原友子君】 議長から御指名を賜りましたので、最後の最後になりましたけれども、唯一の女性議員の私から、爽やかに質問したいと思います。よろしくお願いたします。

質問に入る前に、ちょっとうれしいことがあったので皆様に報告をさせていただきたいんですが、毎朝、子供の見守りをやってるんですが、小学校1年生の男の子が、「おばちゃん、これをあげるよ」といって、折り紙のハートを下さったんですね。ブローチにして今日は着けてまいりました。その草原のような広い心と、柔軟な、柔らかい若葉のようなその少年に背中を押されて、ここに真っ赤なバラをつ

けてまいりました。心の中は真っ赤なバラの情熱のような質問をさせていただきたいと思います。皆さん、最後まで私の質問、お付き合いいただければ幸いです。

私のほうから、大きく三つの質問をさせていただきます。町民サービスについて、気候変動対策について、物価高騰対策についての三つの質問をさせていただきます。

まず、第1問の、町民サービスについての(1)ですね。町民サービスのために、窓口に軟骨伝導イヤホンの導入の考えはありますかという質問です。明快な答弁を頂戴したいと思います。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

軟骨伝導イヤホンは、集音器で増幅させた音を、耳の円筒形の軟骨を振動させて伝えるものであり、高齢の方などの聞こえづらさを緩和できるものと認識しております。これを利用することにより、窓口業務における会話がスムーズになり、大きな声を出す必要がなくなるため、プライバシー保護の効果も期待できます。そのため、軟骨伝導イヤホンが一般向けに商品化されたのを機に、自治体でも導入している事例があることは承知しております。町では、これまで軟骨伝導イヤホン導入の検討を行っていませんでしたが、他自治体等における先行事例を参考にしながら導入の必要性を見極めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子さん。

○8番【海老原友子君】 今、町長から、「見極めていきたい」という答弁をいただきましたけれども、皆さん、よく窓口を思い出していただけるといいんですけども、どこの窓口にも眼鏡は三つそろってるんですね。低い、真ん中ぐらい、中ぐらい、それから、高い、よく見える。私もそのちょうど真ん中ぐらいを借りて見るんですけども、やはり眼鏡があるならば、集音器もあつたほうがいいと思うんですね。これから超高齢化社会になります。若くなる人はいなくて、だんだん年を取っていく人が、高齢になっていくという方が多い中で、やはり職員の方も大きな声を出さないと相手に伝わらない、内容が理解してもらえないということがこれからどんどん増えていく中で、やはり眼鏡と一緒にではないかなというふうに私は考えているんですけども、その辺、担当課長でもよろしいし、町長でも、答弁いただきます。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

議員おっしゃるようになりますね、眼鏡のようになりますね、耳の不自由な方、高齢者の方、誰でも使えるものであるかどうかということが、ちょっとまだ今の段階では分からない部分がございます。そういったところをですね、きちんと確認、見極めながら、導入については検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子さん。

○8番【海老原友子君】 本当に、補聴器というのは、手頃なものが片耳15万円ぐらいする。両方だと30万円ぐらいする。でも伝導イヤホンに関しては、インターネットで調べたりすると、2万円前後

で買えるというのから、高いのはいっぱいあるんでしょうけども、イヤホン自体も、補聴器よりは掃除もしやすかったり、いろいろしてるし、集音器もついているので、導入しやすいとは思いますが。これから勉強するという形ではなくて、このくらいの時期に導入したいなというところを決めておいていただいて勉強していただくとありがたいんですけど、総務課長、いかがですか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

さほど高額ではないということも、私どものほうでも確認はしております。ただ、自分の立場ですと、これはいつぐらいに導入すると、そういったことはちょっと言いにくいものですから、そちらのほうは控えさせていただきます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子さん。

○8番【海老原友子君】 よく理解いたしました。では、その辺をよく勉強していただいて、そうですね、どういうふうに勉強するのかということですよ。それが置いてなくて、勉強するって、役場の職員の皆さんが買ってつけてみて、あれ、ちょっとこれいいんじゃないの、どうかなとかっていうふうな形で勉強するのか。それとも、他の市町村でそれを使って、どんなふうな感じですかというふうに、一番近いのは、真岡市がもうそれを導入してますので、その辺のことをよく聞いていただいて、勉強していただいて、いい答弁を早くいただけるようお願いして、1番目の質問を終わらせていただきます。

2番目ですけれども、気候変動対策、(1)町民が猛暑の中、休むことができるクーリングシェルターを設けては、(2)まちなか暑さ対策普及のためのクールマップを作成しては、ということについて伺います。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目と2点目につきましては、関連がございますので一括してお答えいたします。

指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)は、気候変動適応法の改正により、同法第21条に、「市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、指定暑熱避難施設を指定することができる」と規定されました。本町においても、暑さをしのげる場を確保することで、熱中症による重大な健康被害の発生を防止するため、クーリングシェルターの指定について、6月中の指定に向け、現在準備を進めているところでございます。指定する施設が決まり次第マップ等を作成し、町ホームページ、SNS等により周知に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子さん。

○8番【海老原友子君】 ありがとうございます。6月中に指定するということですね。ありがとうございます。なぜこの質問をしたかということですね、散歩をしている高齢の方が、御近所の方だったので、「こんにちは」なんて挨拶したときに、ちょうど歩いて暑くて、ここはちょっと涼しいので、それにいきいきプラザの座るところには写真が飾ってあって、「その写真がとてもすてきなんです」って、

「ここ、休むのにちょうどいいんですね」というお話を頂戴してたんです。ああ、そうなんだって、あそこの周りをぐるっと回って、あそこで休んで、ちょっとお水とか飲めるともっとよかった。何か飲物とか、自販機で買わなくても飲めるものがあつたらもっとよかったのかもしれないんですが、そこで休んでいる方を見たときに、これがもっと広がっていったら、いろんところで休めて、それがクーリングシェルターでもあるけれども、例えば高齢者の居場所づくりにもなったりするのかなというふうに感じたので、これから猛暑、酷暑、すごい暑い中でも、やはりそういうところが上三川町で、「あそこも休めるよ」、「ここも休めるよ」というふうになったときに、そんなに費用もかからずに、シールか何か、費用はかかりますね、地図をつくるにはそれなりにかかると思うんですけど、そこにはちょっとこういうふうなラミネートでもしたのをぺたんっと貼っていただければ、ここがそういうクーリングシェルターなんだということを広く町民に知っていただけていいんじゃないかなというふうに思います。6月中に指定をしていただけるとのことなので、これはありがたいなと思って、質問を終わらせていただきます。

最後になります。物価高騰対策です。各学校、公共施設に生理用ナプキンをトイレトペーパーと同じように配置する考えはあるかということについて伺います。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

総務省が発表した2023年の消費者物価指数が前年比で3.1%上昇を記録するなど、物価上昇が続いております。このような中、国では、賃金の上昇が物価高に追いついていないとして、昨年11月に、デフレ完全脱却のための総合経済対策を決定し、所得税や個人住民税の減税、低所得者に対する給付金の支給などの対策を進めているところでございます。

御質問の、生理用品の設置でございますが、このような社会情勢において、学校や公共施設に生理用品を配置することは、利用者の経済的な負担軽減につながることから、一定の効果はあると考えております。一方で、本町の人口の約半数は男性であることや、公共施設の利用頻度が少ない女性がいることなどを考慮しますと、生理用品での物価高騰対策の恩恵は、一部の人だけにとどまってしまうという課題もございます。町内の小・中学校では、児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、保健室やトイレに生理用品を設置しているという現状はございますが、その他の公共施設への設置につきましては、物価高騰対策としての優位性や事業効果などを調査・研究した上で、実施の可否について検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子さん。

○8番【海老原友子君】 物価高騰対策という題にするというか、どうしようかなってちょっと少し悩んだんですね。違う項目にしようかなって。何項目か出てきて、どうしようかなというふうに悩んだ中で、物価高騰対策というふうな形にしました。町長がおっしゃるように、半分が男性で、私みたいな高齢の女性もいることですので、物価高騰対策の中には入らないんじゃないかなというふうな町長の御意見があると思うんですけども、でも、よく考えてみてください。お母さんとか、御両親とか、そうい

う方たちも物価高騰の中で苦しんでいるのが現状ですよね。その中で、ほんの僅かな、小・中学生、小学生から高校生ぐらいの子供たちというのは、物価高騰に対して何もできない状況にいるという中にいる子供たちが苦しんでるということを考えたら、いや、そんな人数少ないから、その子供たちは別に物価高騰対策には関係ないでしょうって、ぽんと放っておいていいものだとお考えですか。

○議長【稲川 洋君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほどの答弁で申し上げましたとおり、貧困対策とかですね、そういったことでこういった生理用品を公共施設に置くという考えと、今の物価高騰というふうになると、少し意味合いが違うところがあってですね、我々が逡巡してるのは、物価高騰対策という名目で生理用品を置くことが、それが効果的なのかということ、先ほど答弁で申し上げましたように、ちょっと研究させてくださいということを申し上げてます。学校とかに、トイレとか保健室にそういった生理用品を置いて、それを購入することができないような家庭の人が、又は父子家庭とかでなかなか調達できない人のために学校なんかで置くということは非常に大切なことだというふうに思いますし、その辺の物価高騰対策という意義ですね。その辺のところでも今ちょっと研究させてくださいと申し上げたところでございます。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子さん。

○8番【海老原友子君】 では、中学校とか小学校とかに生理用品が置いてあるというふうな話を町長から伺いましたけれども、小学校7校、中学校3校ありますよね。同じレベルで、同じ感じで、片方はトイレに置いてあるけれども、片方は保健室で、全部同じレベルで置いてあるのかは伺っても大丈夫ですか、議長。

○議長【稲川 洋君】 はい。

○8番【海老原友子君】 よろしくお願ひします。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

トイレに設置してあるのが、小学校が2校、中学校が1校、そして、中学校1校が、全部のトイレではないけど、1カ所にだけ設置してあるという中学校が1校、残りの学校については、保健室のほうでもらうような状況になってございます。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子さん。

○8番【海老原友子君】 今、いろんなものが高くなっていて、確かに物価高騰対策は本当にちっちゃなところからかもしれないんですよね、生理用品というのは。町長や皆さんからしたら、「何でそんなところで物価高騰対策なの？」というふうな話になってくるかもしれないと思うんですけども、でも、物価高騰対策をたくさんしている中の埋もれてしまっているところを引き出さないと駄目なんじゃないかなというふうにはちょっと私は感じたんですよね。それで、親御さんに言えない子もいるだろうし、それから、貧困対策というふうな形ではなくて、何か、貧困じゃない子も、トイレに行ったらトイレットペーパーを使いますよね。それと同じように、半分以上が男性で、それも半分以上が高齢者というふうな形になったときに、普通のことなんですよ、女性としたらそれが普通。私たちがトイレに行ってトイレットペーパーを使うのと一緒。同じ、普通のことなのに、保健室に行って、「すみません。下さい」というふうには言わなきゃいけないということって、すごくつらいと思うんですけど、私は女性だからそうい

うふうに感じるのでしょうか。男性はそんなふうには、「そんなの違うんじゃない」みたいな、「同じ税金払って、何でその人たちだけがもらえるの」って、そういう感覚なんのでしょうか。その辺、どうですか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 学校のことなので、どういう設置の仕方をするというのは、学校の考え方というものもあるかと思うんですが、個人的にというか、いろいろなところを調べてみますと、衛生面とか管理面から、適切に保健室があれば保管できることや、学校といたしましては、取りに来た児童や生徒との養護教諭との会話を通しまして、家庭の状況とか、そういうのを確認できたりとか、そういう部分で、生徒との保健養護教諭との接する機会の一つとも捉えることもできるので、保健室に置いてあるような状況もあるというようなことは存じてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子さん。

○8番【海老原友子君】 後ろのほうから、ちょっとそうですよとかという、いろんな意見をいただいているんですけども、私は、そういう、少ない人たちの思いというか、大変なことを救ってあげたいうちの1人なので、そういう、養護教諭と話すればいいでしょうって、困ってるんだったら養護教諭と話できるんじゃないのというふうな教育的な指導もあるのかもしれないけれども、そこに行けない子もいるんだということを、それが、親御さんが、「他のものが高くなっちゃって、ちょっと我慢しなさいよ」って言われちゃったら、その子は、1回言われたら言えなくなっちゃいますよね。そうなったときに、普通のことなんです。毎月来るんだから。普通のことなのに、それで我慢しなきゃならないって、トイレに行ったらトイレットペーパーがあるのと同じでいいんじゃないかなというふうに私はちょっと感じるんですけど、それが税金の無駄遣いというふうに捉えられるのでしょうか。伺います。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 無駄か無駄じゃないかと言われれば、無駄遣いとは思いませんが、学校によって、トイレに置いてるところもあるということで、何でトイレに置くようになったかということだと、保健室には取りに来る生徒が少ないのでトイレに置くようになったというような経過の学校もございますので、その辺、学校のほうでどういうふうな置き方をするかというのは決めてるのではないのかなというふうに、教育委員会のほうから一律こういうふうな置き方をしなさいよというようなことは現在はありません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 課長から話があったとおりでと思うんですが、やはり議員がおっしゃる、生理用品がなくて困っているというような子供というのは、家庭的に配慮が必要な子なんだろうというふうに思っております。そういった子は、いろんな先生方の関わりを必要として、議員は、言えない子もいるというふうなことがありましたけど、言えない子を見つけるのも教員の仕事であって、だからこそ、学校によって、生理用品を必ずしもトイレに置いておく方がいいかどうか。必要だということで取りに来て、保健室で話をしたり、それ以外の悩みなんかを相談するというようなこともございます。

今現在、保健室のほうに置いてないという学校には提示してあるんですね。生理用品、ナプキンがなくて困っていませんか。保健室にあるので、必要な人は養護の先生に相談してください。その子供に対する声かけ、これは教育的な面で必要だと思うんです。単純に生理用品があったから、そこに置いてあるから、そういう配慮が必要な子が、それを取って済ませちゃったからいいというふうな話ではなくて、やっぱり教育には教育の考え方というのもございますので、必ずしも、まだ精神的に発達が十分でない小学生、中学生の初期の段階に、一律に置いておいて、使いなさいというふうなことが全て正しいというふうにはちょっと思えないところもあるもんですから、そのようなことを申し上げました。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子さん。

○8番【海老原友子君】 先ほど課長から、どうしてトイレに置いたんですかという話をしたときに、「保健室に取りに来るのが少ないというような話だったのでトイレに置きました」という話だったですよ。結局そういうことだと思うんですよ。それで、教育長のおっしゃってることはよく分かります。本当に教育というのはそういうことだなんて思いますけれども、それは、教育は教育で話してあげた上での話。普段使えるものがそこにあるのとなないのでは、わざわざ取りに行くと、ずっと使えるのでは雲泥の差になると思うので、ため息をつかれてしまいましたけれども、私は本気で真剣に話しています。それについてぜひ考えていただきたいなって。それで、どの学校にもやはり同じようなレベルで置いていただきたいなっていうふうに考えてます。これはため息をつくような問題ではなくて、女性としたり普通のことなんです。普通。女性だったら必要なことであって、必ず、毎月来ることなんです。それを、税金の無駄遣いとか、それから、半分男の人がいて、半分以上女性がいて、その子たちは要らないの。それに対して税金は使えないのかということになってくると、ちょっと違うと私は思って、少し心の中の燃えたぎる情熱が何かちょっと揺らいじゃったかなという感じはしますけれども、でも、必ず、子供たちは、保健室に行かなくて、トイレに生理用品があったら助かると思っているので、このことについては今後も質問していきたいと思っておりますので、今日はこれで終わりにします。

○議長【稲川 洋君】 海老原議員に申し上げます。先ほど海老原議員の発言の中で、税金の無駄遣いとか、そういったことは答弁の中にもありませんので、その点については十分に認識しておいてください。

○8番【海老原友子君】 分かりました。

○議長【稲川 洋君】 8番・海老原友子さんの質問が終わりました。

○議長【稲川 洋君】 一般質問につきましては、これをもって終わります。

本日はこれで散会といたします。

なお、明日5日は休会とし、6日は午前9時から常任委員会審査を行います。お疲れさまでした。

午後2時29分 散会